

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合
平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合
新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 8 国名：コロンビア 担当：経済基盤開発部
案件名：土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2016年6月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における情報システムまたは情報セキュリティに係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月31日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：6月中旬
- (5) 契約交渉：6月中旬～6月下旬

5 業務の目的

コロンビア国(以下「コ」国)では1960年代に組織された武装勢力の台頭による国内紛争が現在に至るまで続いている。2012年末時点で、国内避難民の数は450万人以上とされ世界最大、地雷死傷者の数は2010年、2011年ともに約540名で世界2位、3位となっている。

「コ」国政府は1997年に法律387号を制定し、国内避難民を定義し支援する枠組み整備を行った。2010年8月に発足したサントス政権では、国内紛争問題の解決に取り組み、2011年6月に「コ」国暴力史において歴史的と言われる法律1448号(通称土地返還・被害者救済法)を制定した。

同法が定める土地返還のプロセスを強化するため、農業農村開発省に「土地返還管理特別行政ユニット」(以下「土地返還ユニット」)が設置され、同法に記載された土地返還の遂行を担っている。暴力に起因して放棄された土地は36万件、600万ヘクタール超になると推測されており、そのうち地雷原となっているまたは国定公園等、土地返還の対象とならないもの申請がなされない可能性があるものを除き、土地返還申請件数は27万件に上ると推定されている。

「コ」国政府は国連やUSAID、EU、スペイン、カナダ、スウェーデン等多くのドナーの協力のもと、土地返還ユニットを中心に土地返還プロセスを遂行し始めている。しかしながら、土地占有事実の歴史的検証や土地放棄と暴力の関係の立証は容易ではなく、同ユニットはこれら一連のプロセスを「コ」国政府内の多数の関係機関と安全かつ効率的に遂行し、適切な行政サービスが国内避難民に提供されるように、土地情報システムを開発中である。同システムにて登録・更新される情報は住所や資産等の個人情報を含み、万が一にも暴力の加害者側である反政府勢力等に漏洩する事態が起こりえないように、高度な情報セキュリティ管理が必要とされる。

土地返還ユニットは、これら背景を受け情報分野において世界的にも高水準の技術を有する我が国に、情報セキュリティ管理を中心とした技術協力プロジェクトの実施を「コ」国政府を通じて要請した。要請を受け我が国政府は案件を採択し、事業実施を決定した。これに対しJICAは2012年8月にコンタクトミッションを派遣し情報収集を行った上で、2013年1月に詳細計画策定調査を派遣し、本件カウンターパート(C/P)機関である土地返還ユニットをはじめとした関係機関と意見交換を行いプロジェクトの枠組みにかかるR/Dについて議論を行い大枠について同意した。

本業務は「土地返還政策促進のための土地情報セキュリティ管理能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することが目的である。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
コロンビア国全域

(2) 業務内容

- ア 全体ワーク・プラン(素案)及び2013年ワーク・プラン(案)の作成・協議
- イ コロンビア国における平和構築アセスメント(PNA)の引継及びモニタリング
- ウ 土地情報システムに関する基本情報のレビュー
- エ 情報セキュリティセミナーに関するC/Pのキャパシティアセスメントの実施
- オ 現存の情報セキュリティポリシー及びガイドラインのレビューと課題の抽出

- カ キックオフセミナー開催
- キ 土地情報システムの周辺環境調査に関する課題の抽出・整理
- ク 情報セキュリティに関する制度設計セミナー及び本邦研修実施計画の策定
- ケ 制度設計セミナーを実施する
- コ 第一回本邦研修の実施
- サ 土地情報システムにかかる情報セキュリティ強化セミナーの実施計画策定
- シ 土地情報システム情報セキュリティ強化セミナーの実施
- ス 情報セキュリティポリシー（ドラフト）の策定もしくは改訂
- セ 業務進捗報告書（第一回）の作成及び提出
- ソ 2014年ワーク・プラン案の策定及び承認
- タ 情報セキュリティガイドライン（ドラフト）の策定
- チ 第2回本邦研修の実施
- ツ 情報セキュリティポリシーおよびガイドラインの実装にかかる試行及びフィードバックの聴取・整理
- テ 情報セキュリティレビューの中間とりまとめ
- ト 業務進捗報告書の作成（第2回、第3回）
- ナ 2015年ワーク・プラン案の策定及び承認
- ニ 情報セキュリティガイドライン（ドラフト）の改訂
- ヌ 第三回本邦研修の実施
- ネ 業務進捗報告書の作成（第4回、第5回）
- ノ 2016年ワーク・プラン案の策定及び承認
- ハ 情報セキュリティレビューの最終とりまとめ
- ヒ 情報セキュリティポリシー及びガイドラインの実装へ向けた承認
- フ 業務完了報告書の作成

7 成果品等

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 業務計画書 | (契約締結後10日以内) |
| (2) ワーク・プラン(2013年) | (業務開始から約3ヵ月後) |
| (3) プロジェクト業務進捗報告書(第1回) | (2013年12月下旬) |
| (4) ワーク・プラン(2014年) | (2013年12月下旬) |
| (5) プロジェクト業務進捗報告書(第2回) | (2014年6月下旬) |
| (6) プロジェクト業務進捗報告書(第3回) | (2014年12月下旬) |
| (7) ワーク・プラン(2015年) | (2014年12月下旬) |
| (8) プロジェクト業務進捗報告書(第4回) | (2015年6月下旬) |
| (9) プロジェクト業務進捗報告書(第5回) | (2015年12月下旬) |
| (10) ワーク・プラン(2016年) | (2015年12月下旬) |
| (11) プロジェクト業務完了報告書 | (2016年6月中旬) |

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/情報システム(Ⅰ)(評価対象予定)
- (2) 情報セキュリティ(Ⅰ)/電子政府(評価対象予定)
- (3) 情報システム(Ⅱ)
- (4) 情報セキュリティ(Ⅱ)
- (5) 研修計画/平和構築アセスメント/業務調整

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年2月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。